

令和4年度  
千葉地方最低賃金審議会  
第3回千葉県最低賃金専門部会  
議事録

令和4年8月4日  
13:25 ~ 14:50  
千葉労働局1階会議室

令和4年度  
千葉地方最低賃金審議会  
第3回千葉県最低賃金専門部会

1 日時 令和4年8月4日(木) 13:25 ~ 14:50

2 場所 千葉労働局1階会議室

3 出席者(委員)

公益委員

大澤委員、鈴木委員、中原委員

労働者側委員

中島委員、野田委員、岡田委員

使用者側委員

高橋委員、黒岩委員、池田委員

4 議題

(1) 千葉県最低賃金の金額について

(2) その他

5 配付資料

なし

6 議事内容

部会長

ただ今から、第3回千葉県最低賃金専門部会を開催いたします。なお、本専門部会は、運営規程第6条ただし書の「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合」等に該当することから、非公開といたします。なお、本日の議事につきましては、議事録を作成し、公開することといたしますのでよろしくお願いいたします。

事務局から本日の専門部会の成立について報告をお願いします。

賃金室長補佐

本日は、公益の中原委員が所要により欠席されておりますが、間に合えば出席されたいとの御連絡を受けております。従いまして、公益委員2名、労

働者側委員 3 名、使用者側委員 3 名の御出席をいただいておりますので、最低賃金審議会令第 6 条第 6 項に規定する定足数を満たしており、本専門部会  
は有効に成立しております。

部会長

審議に入ります。

本日は資料の配付はありませんが、これまでの配付資料や事務局の説明に  
関して何か質問はございますか。

一同「ありません」の声

部会長

それでは別室で協議いただくこととなりますが、先ず、この場で発言され  
ることがございますか。

一同「ありません」の声

部会長

では、別室にて協議をお願いします。  
事務局は別室に案内してください。

部会長

再開させていただきます。

本日も各側それぞれ別室にて協議していただきましたけれども、それぞれの  
主張の要旨について若干説明させていただきます。

労働者側については、現段階で、2つのAランクのところでは、全会一致  
で専門部会では目安どおりというかたちになっている。一方、千葉では、埼  
玉との賃金格差を出来る限り埋めていきたい。とはいえ、審議日程も踏まえ  
て、歩み寄りの用意はないわけではないというお答えをいただきました。金  
額ベースではまだ 34 円ですが、公益委員として、まだ歩み寄る余地はあると  
受け止めています。

一方、使用者側は、今回の 31 円の目安の根拠は、なかなか理解に苦しむ金  
額である。まだコロナ禍は続いていて、ウクライナ情勢に伴う物価高もあり、  
企業にとってはコストプッシュインフレになっている。今は平時ではない。  
中小零細企業の経営は厳しいものである。そのような中で、昨日、28 円を提  
示したが、これ以上は議論を進められない。これ以上のアップは県内経済団

体として参加企業の経営者に説明がなかなかし難い。ということではありましたが、953 円の 3 % というと 28 円後半台ということなので、四捨五入か切り上げかすれば 29 円、ここまでは想定できるということでした。

使用者側は 29 円、労働者側は 34 円、とはいえ歩み寄れる余地はあるということでしたが、まだ金額の差は、ここでは埋められておりません。

ここまですで、使用者側はいかがでしょうか。何か補足されたいことはございますか。

使用者側委員

ございません。

部会長

本日、別室にて御協議いただきました。本当にお疲れ様でした。我々、公益委員として調整を行いましたが、力不足ということで、労使双方の主張にまだ隔たりがあって、本日の審議はこれにて終了させていただきたいと思っております。ただ、一言だけ申し上げれば、公益委員としては、やはり今回の 31 円というのは、目安が本専門部会としての基本なのかなという認識は、初めて申し上げますが、公益委員の 3 人では一致しているということは、付け加えさせていただきます。

次回、第 4 回専門部会は明日 8 月 5 日午後 1 時から、場所は本日と同じく千葉労働局 1 階議室で開催いたします。労使の皆様におかれましては、意見調整をしていただいて、結審に向けて御審議をよろしく願いいたします。

本日は閉会といたします。ありがとうございました。